海幕装需第３４５号
令和２年３月３１日

各部隊の長
各機関の長　　殿

海　上　幕　僚　長
（公印省略）

海外に派遣された部隊に対する後方支援要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定める。

なお、海外に派遣された部隊に対する後方支援要領について（通達）（海幕装備第２７５１号。２６．３．２６）は、廃止する。

関連文書：１　補本装補第２０７２号（１８．１２．２７）
　　２　海幕装需第３４６号（令和２年３月３１日）
添付書類：別　紙

文書管理情報				
文書管理者：海幕　装備需品課長		開示	部分開示	不開示
一元的な管理に責任を有する者：海幕　装備需品課長	作成時	○		
分類：輸送調整―輸送調整に関する文書	区分：　１　２　３　４　５　６			
作成年月日：2023.3.16				
取得年月日：	理由：			
保存期間：５年				
保存期間満了日：2028.3.31				
本紙を含め：５枚　部				
配布先：　箇所				

別　紙

海外に派遣された部隊に対する後方支援要領

1　目　的

この要領は、海外に派遣された部隊（以下「海外派遣部隊」という。）及び当該部隊が派遣される前に派遣のための準備を行う部隊（以下「海外派遣準備部隊」という。）に対して行う後方支援に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2　用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　後方支援

故障欠損対応、補給請求対応、部隊要求対応、調達補給対応又は外国送金対応を行うことをいう。

⑵　故障欠損対応

海外派遣部隊の艦船又は航空機等に故障欠損が発生したことにより、当該部隊等の長が修理請求又は補給請求を行った場合に、当該請求に対して必要な措置を講ずることをいう。

⑶　補給請求対応

海外派遣部隊の長が、任務遂行に当たって必要な補給品の請求（前号に規定する故障欠損に伴う請求を除く。）を行った場合に、当該請求に対して必要な措置を講ずることをいう。

⑷　部隊要求対応

海外派遣部隊の長又は海外派遣準備部隊の長が任務遂行に当たって必要な物品、装備工事等の要求を行った場合（前２号に規定する場合を除く。）に、当該要求に対して必要な措置を講ずることをいう。

⑸　調達補給対応

海外派遣部隊の艦船又は航空機の任務遂行に必要な燃料、糧食、港湾役務等の調達に関して、国内において必要な措置を講ずることをいう。

⑹　外国送金対応

海外派遣部隊の資金前渡官吏兼契約担当官又は分任支出負担行為担当官が当該部隊の任務遂行のため国外において契約を行う際に必要な資金を送金又は支出負担行為限度額示達するために、必要な措置を講ずることをいう。

⑺　横須賀造修補給所長等

分任物品管理官（以下「分任官」という。）たる横須賀造修補給所長、呉造修

補給所長、第４航空群司令、第２１航空群司令又は第３１航空群司令をいう。

⑻　在籍造修補給所長等

海外派遣部隊の艦艇が在籍する地方総監部の所在地の分任官たる造修補給所長又は海外派遣部隊の航空機が所属する航空隊が所在する航空基地の分任官たる航空群司令若しくは航空隊司令をいう。

⑼　横須賀地方総監等

横須賀地方総監、呉地方総監、第４航空群司令、第２１航空群司令又は第３１航空群司令をいう。

⑽　在籍地方総監等

海外派遣部隊の艦艇が在籍する地方総監部の地方総監又は海外派遣部隊の航空機の所属する航空隊が所在する航空基地の航空群司令若しくは航空隊司令をいう。

⑾　実任務行動

自衛隊法（昭和２９年法律第１５５号）第６章に規定されている自衛隊の行動のほか、閣議決定により、新たに対応することになった自衛隊の行動の中で実任務行動と判断できるものをいう。

⑿　訓練行動等

実任務行動以外の行動をいう。

３　後方支援の実施要領

後方支援の実施要領は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴　故障欠損対応

訓練行動等及び実任務行動のいかんにかかわらず、地方総監、航空群司令又は補給処長は、海外派遣部隊に故障欠損が発生した場合は、補給本部長が総合調整し示す当該部隊に係る修理又は補給に係る方針及び当該修理又は補給に係る輸送に関する方針を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

なお、海外派遣部隊からの整備支援要望に対する処置については、これに準ずる。

⑵　補給請求対応

ア　訓練行動等及び実任務行動のいかんにかかわらず、横須賀造修補給所長等が必要な措置を講ずるものとする。この場合において、海外派遣部隊のうち艦船（エアクッション艇を除く。）にあっては分任官たる横須賀造修補給所長が、固定翼航空機にあっては分任官たる第４航空群司令が、回転翼航空機にあっては分任官たる第２１航空群司令が、エアクッション艇にあっては分任官たる呉造修補給所長が、固定翼救難機、掃海・輸送機及び多用機（ＣＨ－

１０１に限る。）にあっては分任官たる第３１航空群司令が当該措置を講ずるものとする。

イ　在籍造修補給所長等は、横須賀造修補給所長等からの要請に基づき、補給品の輸送等を含めた所要の協力を行うものとする。

ウ　海外派遣部隊の物品供用官（以下「供用官」という。）は、補給請求の宛先を横須賀造修補給所長等とするほか、関連文書２の規定に基づき所要の補給請求を行うものとする。この場合において、海外派遣部隊の長は、当該部隊の行動、当該部隊内の物品の保有状況等を十分に勘案し、供用官に請求を発出させるものとする。

⑶　部隊要求対応

ア　訓練行動等及び実任務行動のいかんにかかわらず、横須賀地方総監等が必要な措置を講ずるものとする。この場合において、海外派遣部隊のうち艦船（エアクッション艇を除く。）にあっては横須賀地方総監が、固定翼航空機（救難機を除く。）にあっては第４航空群司令が、回転翼航空機（掃海・輸送機及び多用機（ＣＨ－１０１に限る。）を除く。）にあっては第２１航空群司令が、エアクッション艇にあっては呉地方総監が、固定翼救難機、掃海・輸送機及び多用機（ＣＨ－１０１に限る。）にあっては第３１航空群司令が、当該措置を講ずるものとする。

イ　アの場合において、横須賀地方総監等は、必要に応じて海外派遣部隊の上級部隊の長、海上幕僚長その他関係する者と調整を行うものとする。

ウ　在籍地方総監等は、横須賀地方総監等からの要請に基づき、物品の輸送等を含めた所要の協力を行うものとする。

エ　在籍地方総監等は、海外派遣部隊が出国する前に当該部隊の長、当該部隊の上級部隊の長及び海上幕僚長と調整し、必要な措置を講じるものとする。

⑷　調達補給対応

ア　訓練行動等については、次のとおり実施する。

（ア）燃料調達の場合

補給本部長が必要な措置を講ずることを基本とし、在籍地方総監等は補給本部長からの要請に基づき、所要の協力を行うものとする。

（イ）燃料調達以外の場合

在籍地方総監等が必要な措置を講ずるものとし、海上幕僚長及び横須賀地方総監等は、在籍地方総監等からの要請に基づき、所要の協力を行うものとする。

イ　実任務行動については、次のとおり実施する。

（ア）燃料調達の場合

補給本部長が必要な措置を講ずることを基本とし、在籍地方総監等は補

給本部長からの要請に基づき、所要の協力を行うものとする。

（イ）燃料調達以外の場合

横須賀地方総監等が必要な措置を講ずるものとし、在籍地方総監等は横須賀地方総監等からの要請に基づき、所要の協力を行うものとする。

⑸　外国送金対応

訓練行動等及び実任務行動のいかんにかかわらず、派遣部隊からの要求及び資金受領計画に基づき、海上幕僚監部総務部長が必要な措置を講ずるものとする。

4　後方支援に係る人員の派出

⑴　実任務行動の場合は、国外における後方支援業務を円滑に実施するため、海上幕僚監部装備計画部長が、必要に応じて後方支援に係る人員の派出の検討及び調整を行うものとする。

⑵　海外派遣部隊に対する後方支援を実施するに当たり、横須賀地方総監等からの要請を受けた他の地方総監は、業務支援のため臨時勤務等の人員の派出について協力するものとする。

5　その他

⑴　海外派遣部隊に対する補給品等の輸出入手続その他この要領の実施に関する細目的事項については、海上幕僚監部装備計画部長から通知させる。

⑵　部隊等の長は、この要領により難い場合又は改定意見がある場合は、理由を付し、順序を経て海上幕僚監部装備計画部長に通知するものとする。